

平成11年3月15日

厚生大臣 宮下創平殿

医療保険福祉審議会 老人保健福祉部会長 井形 昭弘

医療保険福祉審議会 介護給付費部会長 星野 進保

答申書(判り)

10 訪問介護を担当する者の要件等について

- (1) 幅広い事業者によるサービス提供を確保し、介護サービスの量的な拡大を 図る観点から、訪問介護を担当する者の要件については、<u>当面、3級研修を</u> <u>修了した者もその対象とすることはやむを得ないと考えられる</u>が、その場合 においても、採用後の研修機会の確保等を通じて、サービスの質の向上に努 めるべきである。
- (2) また、チーム運営方式による質の高い訪問介護の提供が可能となるよう、 事業規模に応じたサービス提供責任者の配置を適切に行うとともに、介護報 酬の設定に当たっては、24時間巡回型サービスなどサービスの提供形態に 応じた実態を十分に踏まえる必要がある。

医療保険福祉審議会 介護給付費部会長 星野進保 殿

> 介護療養型医療施設連絡協議会 会長 加藤 隆正

要望書

介護保険下における介護療養型医療施設の取扱いについて

- 1 看護・介護職員の配置については、現にある入所者 2 人に対し 1 人を配置 している病棟を介護保険においても適切に評価していくことが、サービスの 質の維持という点からも不可欠と考えます。このことは、療養型病床群にお いて介護サービスを受けることとなる患者の医療ニーズに応えられない事態 を招くことにもつながるものであり、質の高いサービスの提供体制を軽々に 変更するべきではないと考えます。
- 2 療養環境の整備については、これまで整備を進めるよう努めてきており、 療養環境が整っているかどうかを介護報酬に適切に反映させることが必要と 考えます。
- 3 さらに、これまで診療報酬で設定されている数々の加算について整理し簡素化することは施設にとっても望ましいことですが、薬剤管理指導料や看護・介護職員の夜勤体制加算等については、入院患者にとってもサービスの質に直接影響するものであるので、今後も継続していただくよう要望致します。
- 4 また、小規模の病院及び診療所については、介護保険適用病床の柔軟な運用(一定割合に医療保険適用患者を認めるなど)が確保されるよう、配慮いただくよう要望致します。
- 5 介護報酬単価については、介護保険経営実態調査に基づき、医師、看護婦 等の人件費、減価償却費等を反映していただくよう併せて要望致します。

以上